

富士吉田市農業委員会 令和5年11月定例総会議事録

1 招集期日 令和5年11月28日（火）

2 招集場所 庁舎西会議室

3 出席委員（14名）

会長 佐藤 万吉（第3番）

第1番	藤井 與三郎	第2番	小俣 創	第4番	小俣 俊子
第5番	小野 利壹	第6番	渡邊 和英	第7番	遠山まさの
第8番	渡邊 孝治	第9番	宮下 師貴	第10番	權正 常夫
第11番	羽田 善行	第12番	勝俣 道明	第13番	志村 金三
第14番	滝口 倉一				

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名であり次のとおりである。

遠山 克二、眞田 眞喜雄、羽田 隆、加々美 和也、梶原 久、滝口 等

4 欠席委員 無し

5 議事日程

- 第一 議事録署名委員の指名について
- 第二 会期の決定について
- 第三 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第四 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第五 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第六 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定
による農用地利用集積計画の決定について
- 第七 議案第5号 非農地通知交付申請について
- 第八 議案第6号 農地利用配分計画案(中間管理機構扱い)について
- 第九 議案第7号 地域計画の策定に向けた農地等の利用調整活動の推進に
関する決議書について

6 職務および説明のため出席した職員

農業委員会事務局

事務局長	渡辺孝広
事務局次長	木勢美妃
会計年度任用職員	網倉郷美

7 開議 午後2時01分

○ 議長（会長）

本日は、大変ご苦勞様です。ただいまから、富士吉田市農業委員会 11 月定例総会を開会いたします。開会にあたり報告いたします。農業委員 14 名の内、出席委員は 14 名であり、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、過半数の委員が出席しておりますので、会議が成立する旨、報告いたします。また、同法第 29 条により、各地区推進委員にも出席を求めていますので、あわせて報告いたします。

○ 議長（会長）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより議事に入ります。日程第一、「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。富士吉田市農業委員会会議規則第 44 条の規定により、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議がありませんので、議事録署名委員には、
第 12 番 勝俣 道明 委員、第 13 番 志村 金三 委員
を指名いたします。

○ 議長（会長）

次に、日程第二、「会期の決定について」を議題といたします。お諮りいたします。会期は本日 1 日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

それでは、ここで各申請事案の審査のため、暫時休憩いたします。休憩中、各地区委員会で申請事案の審査をお願いいたします。

（午後 2 時 03 分休憩）

（午後 2 時 04 分再開）

○ 議長（会長）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、お手元に配布いたしました議案について、ご審議願います。

なお、審議にあたっては各地区担当委員会順に議案の審議を進めて参りますので、委員各位にはご了承をお願いいたします。

○ 議長（会長）

日程第三、議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

第 3 委員会の 1 件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第1号 第3委員会の1件の朗読後】

この事案につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、営農拡大を図るための権利移動の申請であります。譲受人の資格については、別紙の調査表に基づき説明いたします。

（調査表に基づき、内容の説明をした。）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件のすべてを満たしていると認められます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第3委員会委員長（渡邊 孝治 君）

第3委員会から報告いたします。11月21日に、地区委員と事務局で譲受人から聞き取りを行い、現地を確認しました。受理番号3の13号の申請地は、浅間町の雇用促進住宅の北、約180mに位置しています。申請地では、白菜、タマネギ等を作付けする予定だそうです。以上により、この権利移動については、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第3委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第3委員会の1件について採決いたします。第3委員会の1件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第4委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第1号 第4委員会の1件の朗読後】

この事案につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、営農を開始するための権利移動の申請であります。譲受人の資格については、別紙の調査表に基づき説明いたします。

（調査表に基づき、内容の説明をした。）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第4委員長から、現地調査の結果並び

に補足説明をお願いします。

○ 第4委員会委員長（宮下 師貴 君）

第4委員会から報告いたします。11月21日に、地区委員と事務局で譲受人から聞き取りを行い、現地を確認しました。受理番号3の14号の申請地は、パチンコラッキーの東、約240mに位置しています。申請地は、農地として保全されており、トウモロコシを作付けする予定だそうです。以上により、この権利移動については、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第4委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第4委員会の1件について採決いたします。第4委員会の1件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。議案第1号の農地法第3条許可申請の2件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第四、議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

第6委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第2号 第6委員会の1件の朗読後】

この事案につきましては、申請人が申請地を店舗用地として使用している追認案件であります。用途地域外の第2種農地に相当する土地であります。住宅や店舗の連坦している地域であり、違法状態を解消するもので、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第6委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第6委員会委員長（滝口 倉一 君）

第6委員会から報告いたします。11月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号4の18号の申請地は、上暮地郵便局の北東、約70mに位置しております。始末書によりますと、昭和41年に農地法の許可を得ずに自動車修理工場を新築し、現在に至っております。始末書など必要書類も添付されており、特に問題なく、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第6委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第6委員会の1件について採決いたします。第6委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号の農地法第4条許可申請の1件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第五、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。第1委員会の転用許可申請4件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第3号 第1委員会の4件の朗読後】

第1委員会の受理番号5の42号につきましては、既に一部が露天駐車場となっている申請地を、新たに賃借人が借り受け、全体を駐車場とする一部追認案件です。用途地域内の第3種農地であり、違法状態を解消するもので許可相当と考えます。

受理番号5の44号については、譲受人が申請地を住宅用地として譲り受けるものであり、受理番号5の45号については、借受人が申請地を住宅用地として借り受ける案件で、共に用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号5の46号については、申請地の一部が駐車場として利用されており、申請地の一部が追認となり、申請地を外れた駐車場部分については原状回復してもらうというものです。用途地域内の第3種農地であり、違法状態を解消するもので、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（小俣 俊子 君）

第1委員会から報告いたします。11月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の42号の申請地は、北口本宮富士浅間神社の参道入り口の北東、約150mに位置しています。始末書によると、平成2年秋頃から農地法の許可を得ずに駐車場として使用していたそうです。始末書ほか必要書類が添付されており、特に問題なく、許可相当と考えます。

受理番号5の44号の申請地は、高橋皮膚科医院の西、約150mに位置しており、受理番号5の45号の申請地は、ユニクロ富士吉田店の国道139号線富士見バイパスを

挟んだ北西、約 80mに位置しています。共に必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号 5 の 46 号の申請地は、しまむら富士吉田店の北東、約 170mに位置しています。始末書によりますと、農地とは思わずに貸駐車場として利用していたとのこと。始末書その他の必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第 1 委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第 1 委員会の 4 件について採決いたします。第 1 委員会の 4 件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第 3 委員会の 1 件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第 3 号 第 3 委員会の 1 件の朗読後】

こちらにつきましては、譲受人が申請地を住宅用地として譲り受けるものです。用途地域内の第 3 種農地であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第 3 委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第 3 委員会委員長（渡邊 孝治 君）

第 3 委員会から報告いたします。11 月 21 日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号 5 の 43 号の申請地は、焼肉竜ヶ丘の南東、約 100mに位置しています。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第 3 委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第 3 委員会の 1 件について採決いたします。第 3 委員会の 1 件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号の農地法第5条許可申請の5件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第六、議案第4号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

今回の案件は、設定件数2件です。筆数累計は2筆、面積合計は1,311㎡です。新規設定が1件、再設定が1件です。詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。これらはいずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは、利用権の新規設定分で、認定農業者案件でないものについて、第1委員会推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会推進委員（遠山 克二 君）

第1委員会から報告いたします。11月21日に、新規設定につきまして、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。番号1の農地は、松山公民館の北東、約60mに位置しており、季節の野菜を作付けする予定です。こちらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、農用地利用集積計画の決定について採決いたします。議案第4号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。次に、日程第七、議案第5号、「非農地通知交付申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第5号 第3委員会の1件の朗読後】

第3委員会の受理番号23の6号につきましては、申請地が非農地であることを確

認したので、適正と認め通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第3委員会委員長（渡邊 孝治 君）

第3委員会から報告いたします。11月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号23の6号の申請地は、旭町会館の北東、約240mのところに位置しております。現地は広葉樹等の山林が形成されています。

以上のことから、適正と認め通知すべきものと考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局説明、第3委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、議案第5号、第3委員会の非農地通知交付申請の1件について採決いたします。第3委員会の1件については、原案のとおり通知することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号の非農地通知交付申請の1件は原案のとおり通知することに決定いたしました。

○ 議長（会長）

次に、日程第八、議案第6号「農地利用配分計画案（中間管理機構扱い）について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

本案につきましては、農地中間管理機構が農地の借受け及び貸付の中間管理事業を行うにあたって、地元農業委員会に対して内容審議の依頼をしてきたことによるものです。

お手元の資料をご覧ください。件数は計37件であり、整理番号1～6は新規設定ですが、全て営農拡大の案件となっております。それ以外はすべて期間満了に伴う権利の再設定となっております。申請地は、城山東1期及び2期の農用地であり、更新後の期間は、令和6年1月1日から令和8年12月31日までの3年間のものと、令和10年12月31日までの5年間のものとあります。

本件につきましては、借受人は、借受人としての要件「全部効率的耕作要件および作業従事要件」を充足しており、また、農地の集積集約に適うものと考えられますので、本件の農地中間管理機構による農地利用配分計画案につきましては、承認が相当であると考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 加々美 和也 推進委員

場所はどちらになりますか。城山ですか。

○ 事務局

城山東の1期2期の基盤整備地区になります。

○ 小俣 創 職務代理

市立病院の東側です。

○ 加々美 和也 推進委員

たぶんそうだと思いますが、わかりました。

○ 梶原 久 推進委員

「保証金なし」っていうのはどういうことですか。

○ 事務局

賃料とは別個に、圃場を損壊したときなどに払うお金になりますが、それは取っていないということになります。

○ 議長（会長）

他にありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

それでは、採決いたします。議案第6号「農地利用配分計画案（中間管理機構扱い）について」、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

○ 議長（会長）

次に、日程第九、議案第7号、「地域計画の策定に向けた農地等の利用調整活動の推進に関する決議書について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

お手元の配布資料をご覧ください。

【地域計画の策定に向けた農地等の利用調整活動の推進に関する決議書（案）の朗読】

こちらにつきましては、11月16日の県農政推進大会で決定された「令和5年度地域計画の策定に向けた農地の利用調整活動推進要領」に示されておりますように、本年4月に施行された農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律により、農業委員会が地域計画の策定に向けて取り組むこととされました。具体的には、遊休農地等の把握、現況地図・目標地図素案の作成、地域の話合いへの参加などが農業委員・農地利用最適化推進委員の役割として明確化されております。

これらの活動の推進を、各農業委員会で決議することを一般社団法人山梨県農業会議及び山梨県農業委員会協議会より要請されました。基盤強化促進法などの趣旨に鑑み、事務局からも本案を議決することをお願いするものでございます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。採決いたします。原案のとおり、「地域計画の策定に向けた農地等の利用調整活動の推進に関する決議書について」を議決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり決定いたしました。以上で、令和5年11月定例総会に付された案件の審議は、全て終了いたしました。その他で、委員各位から何かありましたらご発言願います。

○ 議長（会長）

事務局から報告・連絡事項等がありましたら発言願います。

○ 事務局

次回12月と1月の定例総会ですが、こちらの会場が使用できませんので、美化センターの3階会議室を使用することになりました。通知の方には明記するようにしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、今日は、前回お知らせしましたように獣害対策支援センターの藏岡先生による研修会があります。獣害の現状と対策ということで講義をいただきますので、1時間くらいの講義になりますのでよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○ 議長（会長）

委員各位には長時間にわたりご審議等をいただき、ありがとうございました。これをもって、富士吉田市農業委員会11月定例総会を閉会いたします。本日は、大変ご苦勞様でした。

8 閉会 午後 2 時 58 分

上記のとおり、正確なることを証するため、ここに署名する。

令和 5 年 11 月 28 日

富士吉田市農業委員会

会長（議長） 佐藤 万吉

委 員 勝俣 道明

委 員 志村 金三